

向日市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会と議長及び議員の活動原則（第4条－第8条）

第3章 市民と議会の関係（第9条・第10条）

第4章 議会と市長等の関係（第11条－第13条）

第5章 議会の権能強化等（第14条・第15条）

第6章 議会の活動基盤（第16条－第21条）

第7章 災害対応（第22条）

第8章 補則（第23条・第24条）

附則

前文 本市は、西暦784年に奈良の平城京から遷都され「長岡京」という都が置かれ、平安京遷都までの10年間、当時の政治・経済・文化の中心地であった。

明治22年の市制町村制により1町5村が合併し「向日町」として誕生、昭和47年10月に市制を施行し、以来、本市議会も市民の代表機関として、市民の声を市政に反映すべく活動を行ってきたところである。

平成12年4月以降、地方分権推進一括法の施行による地方分権改革が進められ、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法に明記されるなど、地方公共団体及びその議会を取り巻く環境は変化している。市議会でも二元代表制の下、市長と緊張関係を保持しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現に向け、議会の権能強化や改革に取り組み、市民とともに歩む、より開かれた議会を構築することが強く求められている。

本市議会は、これまで取り組んできた議会改革・運営をより確かなものとするため、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会の活動原則等を明らかにし、市民の負託に全力で応えることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、向日市議会（以下「議会」という）の果たすべき役割と責務を明確にするとともに、議会及び向日市議会議員（以下「議員」という）の活動原則と、議会と市民及び市長その他執行機関（以下「市長等」という）との関係並びに基本的な事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民に開かれた市民を代表する合議制の機関として、議会の権能の発展及び機能の強化を目指し、市民福祉の増進及び、向日市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、時代を先導し、地方自治の本旨の実現と市民に信頼される議会を目指すことを基本理念とする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責務を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

第2章 議会と議長及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 積極的に情報公開を行うこと。
- (3) 市民の信託に的確に応える議会のあり方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。
- (4) 常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民の専門的または政策的見識等を議会の討論に反映させること。

(5) 議決機関という自覚のもと、市政運営の状況監視と、市政が抱える課題及び市長等の事務事業の執行状況等を踏まえ、政策立案及び政策提案を行うこと。

(6) 言論の府であることを自覚し、自由な討論の場としていくこと。

(議長の活動原則)

第5条 議長は、議会を代表し、議会運営にあっては中立公正を旨とする。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議員は、自由闊達な討論を通して、意見を集約していくよう運営に努めること。

(2) 議員は、市政に関する市民の意見の把握に努めること。

(3) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。

(4) 議員は、市民の信託に応えるため、市民の意思及び市政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、市民への市及び議会の情報の積極的な提供に努めること。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び自己研さんに努めるものとする。

(会派)

第8条 議員は、議会の活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした共通の理念を有する2人以上の議員で構成する。

3 会派は、政策の立案、提言及び議案等に関し、会派内で調整を行うとともに、会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の機会の充実と市民との連携)

第9条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する権利の充実を図るものとする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するものとする。

3 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、また、市民への情報公開の徹底と説明責任を果たすために、市のホームページや議会だより等、多様な媒体を活用して、積極的な情報提供に努めるものとする。

4 議会は、本会議、委員会等の論点を明確にした審議の充実と透明性の向上のために、配付資料等は傍聴人への公開に努める。

5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見や見識を議会の討論に反映させ、政策水準の向上を目指すものとする。

(会議の公開)

第10条 議会は、市民に開かれた議会とするため、向日市議会委員会条例（昭和38年条例第10号。以下、委員会条例という。）に定める会議について原則公開とする。

2 委員長は委員会条例に基づき委員会の議事を整理し、秩序を保持するため、傍聴を希望する者に傍聴に係る手続きを求め、その他必要な制限をすることができる。

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長と対等で緊張ある関係を構築し、市長等が執行する施策及び事務事業について、監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市民福祉の増進に努めるものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

3 本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、当該議員に対し確認することができる。

(議案の説明)

第12条 議会は、議会に提案される議案について政策水準を高めるため、背景、経緯、根拠、関係法令、財源、経費等、関連する資料について明らかにするよう、市長等に求めるものとする。

(報告事項)

第13条 議会は、毎年度、市長等に、市の施策の柱となる計画の進捗状況の報告を求めるものとする。

2 議会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、前項に規定する計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べることができる。

第5章 議会の権能強化等

(議会改革の推進)

第14条 議会は、その機能を発展させるため、議会改革に継続的に取り組み、既存の制度や運営の方法等について、議会改革を推進する。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第15条 議会は、他の地方公共団体の議会との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。

第6章 議会の活動基盤

(議員定数)

第16条 議員定数は、向日市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第20号）の定めるところによる。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、向日市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第6号）に定めるところによる。

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他活動に資するために交付され、向日市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）に定めるところによる。

2 政務活動費の使途については、公正性、透明性を確保するために公開する。

3 議会は、議員活動を強化するために、政務活動費の効果的活用に努める。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を認識、浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。

(議会事務局の強化充実)

第20条 議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制に関する機能の強化充実を図るものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室に所蔵する資料等の充実に努めるものとする。

第7章 災害対応

(災害対応)

第22条 議会は、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、対応するものとする。

第8章 補則

(他の条例との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例の趣旨との整合を図るものとする。

(条例の検証)

第24条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検証を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。